

### 令和3年 TOKYO交通安全キャンペーン ~世界一の交通安全都市 TOKYOを目指して~



このキャンペーンは、都民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透と、年末期の交通事故、飲酒運転の防止を図ることを目的としています。市内でも若年層や高齢者が関わる事故、交差点での出会い頭の事故が発生しています。年末に向け交通ルールを再度確認し、事故防止に努めましょう。

### 秋の叙勲

受賞おめでとうございます

多年にわたり、産業の発展に尽力されました。  
▽旭日中経章(産業振興功労)  
●細見典男さん

### 東京都消防褒賞を受賞

市消防団員として、長年にわたる献身的な活躍と数々の功績が認められ、4人の方が受賞されました。

- 宮崎辰弥氏(副団長)
  - 秋山洋光氏(副団長)
  - 市川隆司氏(分団長)
  - 田中陽太氏(副分団長)
- ▽問合せ 地域防災課防災係

### あきる野市消防団協力事業所表示制度

この制度は、市の消防団活動に協力していただいている事業所に対し、「消防団協力事業所表示証」を交付するものです。  
▽申請方法 「あきる野市消防団協力事業所認定申請書」に必要事項を記入の上、申請してください。

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。  
▽認定基準 次のいずれかに該当する事業所  
●2人以上の従業員が消防団に入団している  
●従業員の消防団活動に、積極的に配慮している  
●災害時などに資機材を消防団に提供する、消防団活動に協力している など

- ▽期日 12月7日(火)まで
- ▽推進重点項目  
●子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全な通行の確保  
●飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶と歩行者等の保護など安全運転意識の向上  
●自転車の交通事故防止  
●二輪車の交通事故防止  
●違法駐車対策の推進
- ▽問合せ 五日市警察署(☎595・0110)、福生警察署(☎551・0110)、地域防災課交通防犯係

### 教育長に丹治充氏、教育委員に岡部秀敏氏が就任しました

教育長の任期満了および教育委員の退任に伴い、あきる野市議会第2回定例会第1回臨時会議で同意を得て、11月26日付けで、丹治充氏が教育長に、岡部秀敏氏が教育委員に任命されました。



丹治充氏



岡部秀敏氏

野市の中学校校長や西多摩中学校校長会会長などを歴任し、あきる野市教育委員会委員を3期務めており、豊富な教育経験を有し、あきる野市の教育行政に精通しています。  
岡部氏は、日野市の中学校副校長・校長などを歴任し、退職後は、日野市立教育センターに勤務し、若手教員の育成にも当たっており、豊富な教育経験を有しています。

### あきる野市消防団協力事業所一覧

令和2年6月1日現在

事業所名	住 所
鈴木建築	五日市560
株式会社フジワラ技建	三内259
秋川農業協同組合本店	秋川3-1-1
秋川農業協同組合東秋留支店	二宮2305
秋川農業協同組合多西支店	草花3076
秋川農業協同組合増戸支店	伊奈859-1
秋川農業協同組合五日市支店	五日市18
有限会社アキオートサービス	小川東1-24-4
株式会社高木造園	小川東1-22-4
松村ダスト有限公司	館谷251-1
株式会社トーエテクニカ	引田495

ポスター、看板、ホームページなどの広告に使用できます。  
▽問合せ 地域防災課防災係

### 災害に関する協定を締結しました



横川観光株式会社と「災害時等における要配慮者の輸送協力に関する協定書」を締結しました。この協定により、災害時において要配慮者を要配慮者利用施設(社会福祉施設、医療施設等)へ迅速かつ安全に輸送することが可能となり、防災力が向上することになります。  
▽問合せ 地域防災課防災係

### あきる野市消防団 サポート店を募集しています

募集しています

「消防団サポート事業」とは、消防団員や同居する家族に、割引や特典の付与を提供していただける事業所、店舗などを「消防団サポート店」として認定し、消防団員やその家族が利用することで、福利厚生の実と地域の活性化が期待できる事業です。

利用の際、消防団員は「消防団員証」、同居する家族は「消防団員ファミリーカード」を提示します。  
サポート店の申請書は、市ホームページからダウンロードできます。  
▽問合せ 地域防災課防災係

### 消防団サポート店一覧

令和3年6月9日現在

事業所等名称	所在地
近藤醸造(株)	山田733-1
たから不動産事務所	館谷223-10 2F
クアラントウノ	● 油平49-1 岡部ビル1F
(株)堀総建	● 平沢602-4
割烹ゆもと	● 伊奈1030-3
パブスナック妙	● 油平87 シャルマンルーフ101
(有)アキオートサービス	● 小川東1丁目24-4
(有)遠藤鍍金塗装	● 入野525
(株)きしの防災	● 小川東1丁目2-11
あき野	● 油平1-12
スナック億	● 伊奈886
すし屋の勘太郎	● 伊奈485-6
大黒屋精肉店	● 館谷206
あゆみ	● 雨間325-23
暖家	● 引田548-1 工藤ビル1F
高田塗装	● 伊奈1404-4
サロンまいまい坂の里	● 三内549
サウンドスタジオPino	● 二宮1073
とんかつ伊奈八	● 伊奈1086
DOLL	□ 油平77-7 山恵ビル
秋川渓谷観光旅館本陣	● 乙津1216-1

●・・・飲食業 □・・・美容業

### 20歳がスタート「国民年金」



向け、国民年金制度の大切さやメリット、手続などを説明した動画をホームページに掲載しています。

### 20歳到達時の国民年金の手続き



20歳になった方には、国民年金に加入したことをお知らせします

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入し、保険料を納める制度です。  
老後の支えとしての役割だけでなく、病気やけがで障害が残ったときの「障害年金」や、亡くなったときに配偶者や子どもが受けられる「遺族年金」があり、万が一のときの備えになります。  
詳しくは、成人式で配布するパンフレット「知っておきたい年金のはなし」をご覧ください。  
日本年金機構では、これから国民年金に加入する若い世代へ

日本年金機構から皆さんに「国民年金加入のお知らせ」や「国民年金保険料納付書」などが送付されます。  
20歳の誕生日から約2週間程度経過しても、案内が届かない場合は、お問い合わせください(厚生年金保険に加入している方は除く)。

※「学生納付特例制度」を申請する方は、在学期間がわかる学生証(在学証明書(原本)をお持ちください。  
▽問合せ 保険年金課年金係 青梅年金事務所(☎042-830-3410)

次に該当する方は、手続が必要です。  
●厚生年金保険に加入中の配偶者に扶養されている方は、配偶者の勤務先へ連絡し「国民年金第3号被保険者」該当の手続をしてください。  
●学生や収入が少なく保険料を納めることが困難な場合は「学生納付特例制度」や「保険料免除・納付猶予制度」がありますので、希望する方は申請してください。

※必要な手続を行わず、保険料を未納にすると年金が受けられない場合があります。  
▽持ち物 年金手帳、マイナンバーカード(お持ちでない方は、運転免許証など本人確認書類)